

鎌倉防災リーダーオンライン研修業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、鎌倉防災リーダーオンライン研修業務を委託するにあたり、業務全般に関して最も優れた企画力、技術力、実施体制、実績を持った業者をプロポーザル方式により選定するため定めるものです。

1 事業の概要

- (1) 業務名
鎌倉防災リーダーオンライン研修業務委託
- (2) 委託事業者選定方法
公募型プロポーザル方式
- (3) 業務の目的・内容
別紙「鎌倉防災リーダーオンライン研修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 委託期間
契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで
- (5) 事業費限度額
9,284,000円（消費税額及び地方消費税額含む）
- (6) 支払い条件
業務完了確認後の一括払いとします。

2 担当課

鎌倉市市民防災部総合防災課防災担当（担当：宇田川、福岡、田中）
所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467-23-3000
E-mail：sogobo@city.kamakura.kanagawa.jp

3 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

なお、複数事業者の共同応募（JV等）も可とし、参加表明者に含めることとします。共同応募者については、(3)～(8)・(11)の条件を満たすものとします。

- (1) 鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 本プロポーザル実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていない

こと。

- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度アに規定する参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は拠点をもつこと。
- (10) 過去3年以内に、防災に関する学習教材や啓発物の制作契約を元請として締結し、完了した実績があること。
- (11) 個人情報の取り扱いに関し、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認定された事業として登録されているか、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関により I S M S 認証済み事業者として登録されていること。

4 スケジュール

事業者選定までの事務手順は次のとおりとします。なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から参加表明者に連絡をします。

参加申込期間 (郵送又は持参)	令和4年(2022年)6月21日(火)から令和4年(2022年)6月28日(火)午後5時まで(土日・祝日を除く) 「総合防災課(市役所第3分庁舎)」へ郵送又は持参してください。 (郵送の場合は令和4年(2022年)6月28日(火)必着)
実施要領等への質問受付期間	令和4年(2022年)6月21日(火)から令和4年(2022年)6月28日(火)午後5時まで。 電子メール送信後、「総合防災課」に受信確認の電話をしてください。
質問に対する回答	令和4年(2022年)7月4日(月)までに、市ホームページ上で全ての質問と回答を公表します。(予定)
企画提案書等の提出 (郵送又は持参)	令和4年(2022年)7月5日(火)午前9時から令和4年(2022年)7月8日(金)午後5時まで(土日・祝日を除く)
プレゼンテーション・ ヒアリング審査	令和4年(2022年)7月13日(水)(予定) 【予備日】令和4年(2022年)7月14日(木)、19日(火) プレゼンテーション20分以内、ヒアリング概ね10分

	注：本市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その対応のため急遽延期する場合があります。
最終選考結果の通知	令和4年（2022年）7月25日（月）までに通知を送ります。（予定） 注：災害等対応のためプレゼンテーション・ヒアリング審査を延期した場合には、その延期日数を加えて最終選考結果の通知を行うこととなります。

5 参加申込

本プロポーザルに参加する場合は、「3 参加資格」を確認の上、次の書類を提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。なお、複数の事業者が共同して応募する場合は、代表事業者を1者選定してください。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）：1部

イ 法人の定款及び規約等：原本1部、写し10部

ウ 直近の事業報告書及び財務書類：原本1部、写し10部

エ 業務経歴書（様式2）：原本1部、写し10部

実績を確認できる契約書の写し及び仕様書等（以下「契約書の写し等」という。）を提出してください。

オ 「3 参加資格」(11)に規定する登録を確認できる書類 原本1部、写し10部

※「写し」の提出書類においては、法人名、法人住所、代表者名等記載欄を空欄にし、応募法人等が特定できる表現やマークは標記・記載しないでください。

(2) 受付期間

令和4年（2022年）6月21日（火）から令和4年（2022年）6月28日（火）午後5時まで（土日・祝日を除く）。

郵送の場合は令和4年（2022年）6月28日（火）必着。

(3) 提出方法

総合防災課へ郵送又は持参により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒の表面に「鎌倉防災リーダーオンライン研修業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかの方法で郵送してください。

(4) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和4年（2022年）7月4日（月）までに参加資格の審査結果を、参加申込に係る書類を提出していただいた事業者電子メールにて通知する予定です。

本プロポーザルの参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

6 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、「質問票（様式3）（以下「様式3」という。）」を提出してください。

(1) 質問の受付期間（再掲）

令和4年（2022年）6月21日（火）から令和4年（2022年）6月28日（火）午後5時まで。

(2) 提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、総合防災課へ電子メールに添付して提出してください。電子メールの表題は「【事業者名】鎌倉防災リーダーオンライン研修業務委託公募型プロポーザルに関する質問」としてください。メール送信後、総合防災課に受信確認の電話をしてください。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、最新のコンピュータウイルス対策処理を実施のうえ、送信してください。

*電子メール以外の方法での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

(3) 質問への回答

質問及びその回答の内容は、令和4年（2022年）7月4日（月）までに鎌倉市ホームページ上にて公開するとともに、公開した旨を質問票の提出及び公開時点で参加申込みをした全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参又は郵送により、総合防災課へ提出してください。

(1) 提出期間

令和4年（2022年）7月5日（火）から同年7月8日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、「写し」の提出書類においては、法人名、法人住所、代表者名等記載欄を空欄にし、応募法人等が特定できる表現やマークは標記・記載しないでください。

ア 公募型プロポーザル届出書兼誓約書（様式4）：1部

*代表者印を押印すること

イ 法人の事業概要がわかる会社案内等の資料：2部

ウ 企画提案概要（様式5）：原本1部、写し10部

エ 企画提案書（任意様式）：原本1部、写し10部

仕様書の業務内容に基づく自由様式とし、提案内容はA4で10ページ以内とする。

オ 実施体制・配置予定者調書（管理責任者・担当者）（様式6）：原本1部、写し10部

カ 見積書及び見積書積算根拠（内訳書）：原本1部、写し10部

- ・任意書式による。
- ・項目は仕様書の業務内容と整合させること。
- ・見積額は事業費上限額以内とすること。
- ・代表者印を押印すること。

キ 業務工程表

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和4年(2022年)7月13日(水)を予定しています。

実施時刻・会場等は参加申し込み締め切り後、個別に連絡するものとします。

なお、災害等対応のため直前に延期する場合があります。延期に伴う実施時刻・会場等は、再度個別に連絡するものとします。

(2) 会場等

新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、対面又はオンラインのいずれかの実施とし、詳細は決定次第別途連絡します。

(3) プレゼンテーション出席者

3人以内とし、プレゼンテーション(質疑応答含む)は実際に本業務に従事する者が必ず行ってください。

(4) 時間配分等

各団体概ね30分間(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング概ね10分)とします。なお、参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡します。

ア 上記時間に団体の入れ替え時間、準備時間は含みません。

イ 当日のプレゼンテーションでは、事前に提出した企画提案書等の資料の内容に沿ったプレゼンテーションとしてください。新たなアイデアや提案を加えたプレゼンテーションは行わないものとします。なお、事前に提出した企画提案書等の資料はいかなる理由があっても返却しません。

ウ 参加事業者名が特定可能となるような表現はしないでください。

(5) その他

プロジェクター、スクリーンは市が用意します。使用する場合は、事前に総合防災課に連絡してください。その他説明に必要なものは、事業者が用意するものとします。

9 事業者の選考方法

(1) 選考手順

市が設置する審査会において、参加事業者ごとに、別紙「審査基準」に基づいて評価及び選考を行います。選考に当たっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が最も高かった者(以下「最高得点者」という。)を最優秀提案者(優先交渉権者)として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を最優秀提案者(優先交渉権者)とし、更に見積額が同額であった場合は、審査会の投票で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

なお、評価点は参加事業者ごとに公開しますが、個別の点数は公開しません。

- (2) 選考における審査基準
別添審査基準のとおり
- (3) その他
審査会での選考は非公開とします。

10 契約の締結

最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者は、鎌倉市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。協議に必要な資料については、最優秀提案者（優先交渉権者）が作成するものとします。

なお、最優秀提案者（優先交渉権者）が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の事業者を優先交渉権者とします。

11 選考結果の公表

令和4年（2022年）8月1日（月）までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知するとともに、契約締結後に本市ホームページで公表する予定です。

なお、災害等対応のため急遽プレゼンテーション・ヒアリング審査を延期した場合には、その延期日数を加えて選考結果の公表を行うこととなります。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合
- (8) その他、鎌倉市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

13 その他の留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用はすべて参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (4) 参加申込後に参加を取り下げの場合は、参加申込取下げ書（任意様式）を提出してください。
- (5) 実施体制・配置予定者調書（様式6）に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、本プロポーザル実施の公表日以前に、参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、本市と契約を締結する事

業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

- (6) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表に記載する内容をもとに本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。
- (7) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、鎌倉市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は参加事業者の協力を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (8) 提出された書類は返却しません。
- (9) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (10) 本市は、添付ファイルを含めて 15MB までの電子メールを受信可能（拡張子「lzh」は受信不可）です。
- (11) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、鎌倉市契約規則（平成 7 年規則第 34 号）等関係法令等の定めるところによります。